

## 鎌倉市まち・ひと・しごと創生懇話会設置要綱

### (趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市における地方創生に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、鎌倉市まち・ひと・しごと創生懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第10条の規定に基づく「（仮称）鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」の策定及び推進に関する事項
- (2) 「（仮称）鎌倉市人口ビジョン」に関する事項
- (3) その他、鎌倉市における地方創生に関する事項

### (組織)

第3条 懇話会は、座長及び委員15人以内をもって組織する。

- 2 座長は、経営企画部を所管する副市長が務める。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 法第1条に規定するまち・ひと・しごと創生に関する識見を有する者
  - (2) 市民又は市民団体
  - (3) 鎌倉市政策創造専門委員
- 4 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とし、その満了の日は、市長が委嘱を行った日の属する年度の末日までとする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 前条第3項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会議)

第5条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、座長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、会議に出席した委員の過半数が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる。

(報償)

第7条 第3条第3項第3号に規定する委員を除き、委員には、会議の業務又は座長が必要と認めた打合せに対し、1回当たり10,000円を支給する。

(意見の聴取)

第8条 懇話会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、この懇話会の所掌事項を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年8月21日から施行する。